

高齢者の予防接種

ワクチン	接種対象者	実施場所・期間・接種回数・負担額など
<p>高齢者の肺炎球菌感染症</p>	<p>① 65歳以上の市民 ② 60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級に相当する心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがあり日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する人 ①②とも接種日現在、河内長野市に住民登録のある人</p> <p>※対象外 ▶ 5年以内に接種した人 ▶ 過去に河内長野市の助成を受けて高齢者の肺炎球菌ワクチンを接種した人</p>	<p>実施場所 市内取扱医療機関(P.14) 取扱医療機関以外で接種する場合…※1</p> <p>接種期間 通年</p> <p>接種回数 1回 ◆5年以内に接種した人は受けられません。 ◆過去に市の助成を受けた人は助成を受けられません。</p> <p>自己負担額 3,000円 (生活保護受給世帯等の負担額は※2をご覧ください)</p> <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 助成利用履歴の確認書(保健センターへ連絡し請求してください。10日～2週間で送付します。) ▶ 予診票(助成利用履歴の確認書と一緒に送付します。) ▶ 健康保険証等、現住所がわかる公的書類 ▶ 認印(朱肉を使うもの) ▶ 身体障害者手帳(接種対象者②にあたる人のみ)
<p>高齢者のインフルエンザ</p>	<p>① 満65歳以上の市民(65歳の誕生日前日から接種可能) ② 60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級に相当する心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがあり日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する人</p> <p>①②とも接種日現在、河内長野市に住民登録のある人</p>	<p>実施場所 市内取扱医療機関(P.13) 富田林市、大阪狭山市の取扱医療機関での接種も可能です。 取扱医療機関については、お問い合わせください。 取扱医療機関以外で接種する場合…※1</p> <p>接種期間(予定) 令和3年10月1日～令和4年1月31日</p> <p>接種回数 1回</p> <p>自己負担額 1,000円 (生活保護受給世帯等の負担額は※2をご覧ください)</p> <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康保険証等、現住所と年齢がわかる公的書類 ▶ 身体障害者手帳(接種対象者②にあたる人のみ)



※1 取扱医療機関以外で接種する場合
施設入所や入院等でやむを得ず取扱医療機関以外で接種する場合は、**接種前**に手続きが必要です。必ず保健センターまでご連絡ください。また、手続きには日数を要しますので、お早目にご連絡ください。
接種費用については一旦全額お支払いください。後日、年度内に申請していただくと接種費用の一部をお返しします。

※2 高齢者の肺炎球菌ワクチン、高齢者のインフルエンザワクチンの接種対象者で、生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援受給世帯に所属する人は、受給証明書を医療機関に持参すれば無料で接種できます。(接種に関するお問合せは保健センター、受給証明書に関するお問合せは市役所生活福祉課【TEL：53-1111】までご連絡ください。)

新型コロナワクチンの予防接種については、市ホームページや広報等で随時お知らせいたします。